

「米子市議会の個人情報の保護に関する条例」の制定について

米子市議会事務局

1 趣旨

令和3年5月19日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)が改正された(令和5年4月1日施行)。

これにより、各地方公共団体には個人情報保護法が規定する全国一律の共通ルールが適用されるようになったが、地方公共団体の議会は、個人情報保護法が規定する共通ルールの適用対象から除外されている。

よって、米子市議会では、新たに「米子市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、引き続き議会における個人情報保護制度の適正運用を図るものである。

2 条例制定にあたっての基本的な考え方

(1) 本条例は、改正後の個人情報保護法との整合性を勘案するとともに、法が直接適用される執行機関側と、適用されない議会側の保有する個人情報の手続きや、個人情報の取扱いに関して差異が生じないように、全国市議会議長会が作成した「市議会個人情報保護条例(例)」及び現行の「米子市個人情報保護条例」の規定を基本に作成する。

(2) 本条例における議会の個人情報の対象は、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定するものとする。

議員の職務の範囲は広汎かつ法令上明確でないことから、各議員が職務上作成し、又は取得した個人情報を「保有個人情報」として条例による規制の対象とすると、議員活動に対する過度な規制となる恐れがあることなどの理由から、対象外となる。

議会が保有する個人情報の例

・請願・陳情の署名簿 ・参考人、公述人、直接請求代表者に情報など住民から議会へ提供されたもの ・傍聴人受付簿 ・退職議員を含む議員の経歴などの情報 ・議会事務局職員の人事情報

などが考えられる。

(3) 個人情報保護法上で、権限行使の主体や具体的義務の対象のものには、「行政機関の長等」を、その他のものは「行政機関」を用いて使い分けられている用語について、本条例では以下のとおり整理し規定する。

① 機関として負うべき義務を課す場合は、「議会」

② 個人情報保護に関する手続きや処分等を行う場合は、「議長」

3 条例(案)の概要について

第1章 総則（第1条－第3条）

条例の目的、定義、議会の責務を規定

第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）

議会における個人情報の適切な取扱いのため、主に次の事項を定める

- ・個人情報の保有の制限、取得の際の目的の明示
- ・不適正な利用、不正な手段による取得の禁止
- ・保有する情報の正確性の確保
- ・安全管理のための適正な措置、従事者の義務及び漏えい等の場合の通知
- ・目的外の利用及び提供の制限、提供を受ける者に対する措置
- ・仮名・匿名加工情報の取扱い

第3章 個人情報取扱事務の届出等（第17条・第17条の2）

- ・個人情報ファイル簿（第17条）

議会が保有する個人情報ファイルについて、一定の内容、規模等（本人の数が1,000人以上）を有するものを個人情報ファイル簿として作成・公表すること等について規定

- ・個人情報取扱事務の届出等（第17条の2）

議会が保有する個人情報ファイルのうち、本人の数が1,000人に満たない個人情報ファイルを取り扱う事務の開始・変更・廃止に関する議長への届出及び閲覧について規定（従来の取扱いを引き続き運用）

第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条－第46条）

議会の保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続きに関する規定

○第1節 開示（第18条－第30条）

議会が保有する自己の個人情報の開示を請求する権利、開示請求の手続き、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、手数料等について規定

○第2節 訂正（第31条－第37条）

議会が保有する個人情報の内容が事実でないと思料する者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等について規定

○第3節 利用停止（第38条―第43条）

議会が保有する個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、提供等されていると思料する場合に、利用停止を請求する権利・手続き、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、決定等の期限等について規定

○第4節 審査請求（第44条―第46条）

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこれらの決定に係る請求への不作為にかかる審査請求手続き等について規定

第5章 雑則（第47条―第52条）

分類等未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、審議会への諮問、条例の施行状況の公表等を規定

第6章 罰則（第53条―第57条）

職員、受託業務に従事している者等が正当な理由がなく個人情報ファイルを提供した場合、また、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合等の罰則を規定